（様式第１号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**現場代理人兼務届**

三朝町長　松浦弘幸　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （受注者） | 住所 |  |
|  | 商号又は名称 | 　　　　　　　　　　　　印 |
|  | 代表者氏名 |  |

下記の工事について、現場代理人を兼務させたいので届け出ます。

　なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

**１　現場代理人**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　　　名 |  |
| 緊急時連絡先 | （携帯電話番号等） |

**２　工事名等**

【新規請負工事】（今後兼務させたい工事）

|  |  |
| --- | --- |
| 工　　 事　　 名 |  |
| 工事の種別 | * 災害復旧工事　　□ 一般工事
 |
| 工事場所 |  | 請負代金 |  |
| 工　　　　　　期 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日 |
| 発注担当課 |  | 監 督 員 |  |

【現在兼務している工事】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 工　　 事　　 名 |  |
| 工事の種別 | * 災害復旧工事　　□ 一般工事
 |
| 工事場所 |  | 請負代金 |  |
| 工　　　　　　期 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日 |
| 発注担当課 |  | 監督員 |  |
| ２ | 工　　 事　　 名 |  |
| 工事の種別 | * 災害復旧工事　　□ 一般工事
 |
| 工事場所 |  | 請負代金 |  |
| 工　　　　　　期 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日 |
| 発注担当課 |  | 監督員 |  |
| ３ | 工　　 事　　 名 |  |
| 工事の種別 | * 災害復旧工事　　□ 一般工事
 |
| 工事場所 |  | 請負代金 |  |
| 工　　　　　　期 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日 |
| 発注担当課 |  | 監督員 |  |

≪添付書類等≫

　この届は、兼務させようとする他方の工事の位置図及び工程表を添付し、それぞれの工事の発注担当課に提出してください。

（裏面）

（注意事項）

１　対象工事

以下の条件を全て満たす工事について、現場代理人1人に対し合計４件まで兼務を認めることとします。ただし、災害復旧工事以外の一般工事は４件のうち１件のみとします。なお、県、市及び他の町（以下「県等」という。）が発注する工事を含む場合は工事現場が中部管内とし、当該県等が兼務を了承していることとします。

三朝町発注の補助災害復旧工事以外の災害復旧工事及び維持修繕工事については、上記以外に全ての工事で兼務を認めることとします。

また、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めない場合があります。その他特別な事情等これによりがたい場合は別途協議に応じます。

（１）三朝町が発注する土木一般工事であること

（２）各工事１件の工事請負代金額が3,500万円未満であること

（３）兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第３項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと

２　手続き

現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人兼務届」(様式第１号)に兼務させようとする他方の工事の位置図及び工程表を添付し、それぞれの工事発注担当課に提出してください。

また、現場代理人兼務状況に変更があった場合、又は兼務を解く場合は、「現場代理人兼務解除届」(様式第２号)をそれぞれの工事発注担当課に提出してください。

３　適用期間

令和５年10月２日以降に契約を行う工事に適用します。ただし、 これ以前に契約を締結し施工中の工事についても、現場代理人兼務届出書を提出することにより、兼務を認めます。また、この運用は、令和５年災害復旧に係る全工事が終了(竣工)するまでの臨時的措置とします。

４　変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼務している工事のうち、変更契約によりいずれかの工事の請負代金額１件が土木一般工事において3,500万円以上となり、兼務対象工事の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置する必要があります。

５　施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守してください。

（１）現場代理人は、常に工事発注担当課と連絡がとれる体制を確保すること

（２）現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取り締まりを徹底すること

（３）現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと

６　兼務の取り消し

「現場代理人兼務届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければなりません。

（１）工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不適当と認められる場合

（２）条件を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合

７　留意事項

（１）受注者は、現場代理人を兼務配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めてください。

（２）受注者は、兼務配置の工事において、工期内の履行を徹底してください。